

各位

一般社団法人 太田労働基準協会 会長
館林労働基準協会 会長
大泉労働基準協会 会長

新入者安全衛生教育開催のご案内

事業者は労働者を雇い入れた時、作業内容を変更したときは、労働安全衛生法第59条により、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければなりません。このため、当協会ではこの教育を事業者に代わって下記要領で実施することになりましたので、当該業務に従事する作業者を受講させるようご案内いたします。

記

1. 開催日時・会場

月 日	時 間	会 場
4 月 12 日 (水)	13:00 ～17:10	一般社団法人 太田労働基準協会 2階講習室 太田市飯塚町 87-1

※終了時刻は講習会の説明・確認テスト等により多少前後致します。

2. 募集人員 40名 (定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。)

3. 申込方法 ①受講人数を電話等で協会へ連絡し、仮予約をお取りください。

②申込書に必要事項を記入・押印の上、下記の(ア)～(ウ)いずれかの方法でお申し込み下さい。

(ア)申込書と受講料を当協会窓口へ持参。 (イ)申込書と受講料を現金書留で郵送。

(ウ)申込書を郵送し、受講料を下記の指定口座へ振込む。(振込手数料は自己負担)

(イ)と(ウ)の場合は、郵送する際に84円切手を貼った返信用封筒(受講券の送付用)を同封して下さい。尚、申込書はA4サイズでご提出ください。

※ 受講料は、講習日の1週間前までに支払いを済ませるようお願い致します。

※ 講習日の1週間前以降のキャンセルによる受講料の払い戻しは致しません。

※ 外国人の方が受講する場合は各協会にて注意事項を詳しく聞いてください。

振込先： 群馬銀行 太田支店 普通 2143059 一般社団法人 太田労働基準協会
シャ) オオタロウドウキジュンキョウカイ

4. 受講料 会員 6,700円 内訳 講習代 6,091円 (消費税 609円)

テキスト代 無料

非会員 7,668円 内訳 講習代 6,091円 (消費税 609円)

テキスト代 880円 (消費税 88円)

※ 会員とは群馬県内の労働基準協会へ加入している会員です。

5. 申込先 一般社団法人 太田労働基準協会 TEL0276-46-5774 ・ fax0276-46-1544

館林労働基準協会 TEL0276-72-8890 ・ fax0276-70-7622

大泉労働基準協会 TEL080-3584-3309(柿沼) ・ fax0276-63-6691

6. その他

- ・ 申込書に記入する際、氏名、生年月日、現住所は誤りの無いよう確認の上、提出して下さい。
- ・ 所定時間の講習を修了した者に、修了証を交付します。
- ・ 駐車場に限りがあります。できるだけ送迎をお願い致します。

7. 注意 **遅刻は認められませんので、ご注意ください。**

